

会議記録

会議名称	令和6年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和7年2月18日（火）午後7時00分～午後7時35分
会場	杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	<委員> 玉村委員、浅賀委員、佐々木委員、西谷委員、前田委員、松本健樹委員、平田委員、稲葉委員、八木委員、奥村委員、真砂委員、山崎委員、中村委員、松本みつひろ委員、山田委員、手島委員、阿部委員、松村委員 <区側> 保健福祉部長、国保年金課長
配布資料	・席次表 ・委員名簿 ・諮問文（写） ・令和6年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料
会議次第	1 開会 会長挨拶 保健福祉部長挨拶 2 議題 （1）諮問事項の審議 令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料率等の改定について 3 その他 4 閉会

会長	それでは、定刻になりましたので、会を始めさせていただきます。 国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長をしております、民生児童委員の玉村と申します。本協議会の円滑な運営と活発なご議論を頂ければと思っています。各委員の皆様、ご協力をお願いいたします。 それでは、保健福祉部長からのご挨拶をお願いいたします。
保健福祉部長	皆さん、こんばんは。保健福祉部長の井上です。

	本日はお忙しい中、また、お寒い中、第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 現在、区議会第1回定例会中ということで、今夜も夜間開催ということで申し訳ございませんが、ご了承願います。 改めまして、皆様方におかれましては、杉並区健康保険事業の運営に一方ならぬご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。 さて、皆様、ご承知のこととは思いますが、国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を支える基盤的・基礎的医療保険制度として重要な役割を果たしてございます。また、国の制度設計に基づきまして社会保険の適用拡大が進んでいるといったことで、労働者層の社会保険への移行が進んでいる状況で、そうなってくると、被保険者が高齢の方が多く、また、医療費も多くかかってくるというところで、国保をめぐる状況は厳しい状況でございます。 このような状況もご理解いただきまして、本日の運営協議会におきましては、令和7年度国民健康保険料の料率等の改定についてお諮りするものでございます。諮問内容をご審議いただき、原案どおり答申を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。 本日はよろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。 それでは最初に、本日の出席委員数、委員定数などについて報告をお願いいたします。
国保年金課長	本日は、委員定数20名のところ18名のご出席を頂いており、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。
会長	ありがとうございます。 それでは、配付資料の説明をお願いいたします。
国保年金課長	(資料の確認)
会長	よろしいでしょうか。 本協議会の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発言を録音させていただきますので、ご了承ください。 また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。私から合図し、職員がマイ

	クをお持ちしますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。 慣例に従いまして、私から指名するということによろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がございませんでしたので、私から指名させていただきます。 私のほかに、被保険者代表の前田美音子委員、公益代表の手島広土委員をお願いいたします。 それでは、議題の(1)「諮問事項の審議」に入らせていただきます。 「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料率等の改定について」を上程いたします。 諮問内容につきまして、区からご説明願います。
国保年金課長	それでは、私から諮問事項についてご説明いたします。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。 ご審議いただきます諮問事項は「令和7年度国民健康保険料率等の改定について」でございます。 ご説明してまいります。お手元でございます「令和6年度第2回杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」の資料を御覧ください。 まず、2ページ目でございますが、こちらは「国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要」になります。 国は、将来にわたって国民健康保険制度を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を決定・通知することとなりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。 続きまして、3ページを御覧ください。 「令和7年度杉並区国民健康保険料率等の算定」になります。特別区は、令和7年1月に国の確定係数に基づき、都が示した納付金等を参考にして、令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、特別区長会総会において決定します。 その総会における決定に当たり、前提条件としまして囲み枠の中のことがご

ございます。

「国保制度改革に伴う特別区の対応方針」としましては、将来的な方向性「都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減」に沿って段階的に移行すべく、23区統一基準で対応する。ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可としております。

「令和6年度以降の保険料算定におけるロードマップと介護納付金分の所得割率統一について」、当初計画から遅れた2年を延長することとし、令和8年度で納付金の100%を賦課総額にする。介護納付金分の所得割率については、令和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととし、ロードマップ達成時期（令和8年度）までの期間を経過措置期間とする。

次に、「令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方」になります。

特別区では、保険料で賄う経費として、都が示す納付金と保険料の対象となる経費（葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等）を合わせて賦課総額としてございます。

しかし、コロナ禍の影響等で都における納付金の算定にぶれが生じてしまっている中で、賦課総額を抑制する観点から、次の負担抑制策を講じております。

「激変緩和措置の延長」。国保制度改革における保険料の急激な上昇を抑えるため、国・都とともに令和5年度まで6年間の激変緩和措置を講じてきましたが、特別区は独自にコロナ禍等の影響により、当初の計画から遅れた2年間で延長し、令和8年度に終了する計画に変更しました。その結果、令和7年度保険料では納付金を99%に抑制して算定しました。

なお、杉並区の介護納付金分の所得割率につきましては、7年度は医療分・後期支援金分と同様に特別区の基準保険料率としました。

賦課総額の基本的な考え方として、参考資料1を御覧ください。

こちらは、今ご説明しました激変緩和措置のイメージ図になります。記載のとおり、納付金の1%相当分をその他の財源から投入することとしてございます。

次に、激変緩和措置期間として、参考資料2を御覧ください。

令和7年度に23区が都に支払う納付金の算定で、特別区に対する都の財政支援額は0.06億円となります。保険料率の設定と法定外繰入は密接に関連しており、医療費等の増分は段階的に保険料率を上げていくことで法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は引き続き収納

率向上の取組を強化し、縮減していく必要がございます。

3ページにお戻りください。

3ページの下のほうに「令和7年度特別区の納付金額」の表がございます。合計で御覧いただきますと、納付金算定額は3,070億円余で、激変緩和率99%を乗じますと、3,040億円余となります。

次に、4ページを御覧ください。

「保険料の賦課限度額」になります。国民健康保険法施行令の改定に伴いまして、医療分の賦課限度額は66万円（前年度比1万円増）、支援金分は26万円（前年度比2万円増）、介護分は17万円（前年度と同額）となります。

次に「令和7年度の杉並区保険料率」になります。医療分の賦課割合については、所得割が60に対して均等割は40としてございます。前年度は62対38となっておりました。賦課限度額は先ほど申し上げたとおり66万円となります。均等割額は4万7,300円となりまして、前年度から1,800円の減となります。所得割料率は7.71%で、前年度から0.98ポイントの減となります。

支援金分の賦課割合については、所得割が60に対して均等割は40、前年度は61対39となっておりました。賦課限度額は26万円となります。均等割額は1万6,800円となりまして、前年度からは300円の増となります。所得割料率は2.69%で、前年度から0.11ポイントの減となります。

介護分の賦課割合については、所得割が59に対して均等割は41としてございます。前年度も同様でございます。賦課限度額は17万円で、前年も同様でございます。均等割額は1万6,600円となりまして、前年度から100円の増となります。所得割料率は杉並区では2.25%で、前年度から0.05ポイントの増となります。これら医療分、支援金分、介護分を合計しますと、昨年度よりも全体に保険料は下がることとなります。

次に、保険料率等の算定にかかる参考資料として、参考資料3を御覧ください。

こちらは「特別区国保における保険料率等の推移」でございます。これまでご説明してきました7年度の保険料率（案）と3年度から6年度までの保険料率等を記載してございます。

次に、参考資料4をおめくりください。

こちらは「保険料賦課の内容と賦課計算の概要」についての説明資料となります。年齢構成によって国保料の負担に違いがございます。40歳未満の方は医

	療分と支援金分、40 歳から 64 歳の方は医療分と支援金分、介護分、65 歳以上の方は医療分と支援金分、そのほかに介護保険料を支払うものとなります。 次に、参考資料 5 を御覧ください。 「杉並区国民健康保険被保険者数の推移」でございます。令和 6 年 4 月 1 日現在では世帯数 8 万 4,010 世帯、被保険者数は 10 万 7,725 人で年々減少しているということでございます。 次に、5 ページに戻りまして、「保険料の軽減に係る条例改正」についてご説明いたします。 国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、減額の対象となる所得の判定基準額について、それぞれ次のとおり引き上げます。5 割軽減の対象世帯については、現行 29 万 5,000 円から改正後は 30 万 5,000 円で、1 万円の増となります。2 割軽減の対象世帯については、現行 54 万 5,000 円から改正後は 56 万円で、1 万 5,000 円の増となります。 減額する均等割については、資料の中ほどにございます表を御覧ください。改正に伴い、それぞれ変更となってございます。 次に「未就学児の被保険者等均等割額の減額に係る条例改正」になります。基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の均等割額の変更に伴い改正してございます。 5 ページ下段のとおり、変更となってございます。 次に、6 ページになりますが、「出産被保険の保険料の減額に係る条例改正」ということで、こちらのほうは基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の均等割額の変更に伴いまして、表のとおり変更となってございます。 私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
会長	それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
委員	何点かお聞きしたいと思います。 まず、来年度、令和 7 年度の国民健康保険料について、1 人当たり保険料は今年度、令和 6 年度と比較するとどのような推移となるのか伺いたいと思います。
国保年金課長	特別区全体での 1 人当たりの保険料で申し上げていきたいと思います。参考資料 3 をおめくりいただきたいと思います。

	参考資料3の表のうち、7年度（案）の下の方の合計を御覧いただきたいんですが、ここに1人当たりの保険料が示されておりまして、7年度（案）ですと19万2,238円で、隣の6年度については19万6,019円ですので、その差の3,781円が減になるという試算でございます。
委員	来年度、保険料が引き下がるということで、非常に重要なことだと思うのですが、この令和6年度の確定係数に基づく納付金額と今回示された令和7年度の確定係数に基づく納付金額について、主要な要素である医療分についての推移と率を伺いたいと思います。
国保年金課長	医療分の納付金でございますけれども、6年度が140億円余でございまして、7年度が129億円余になる予定でございます。その差が約10億円減になる予定でございまして、率で申し上げますと、92.4%となります。
委員	分かりました。来年度の保険料が下がった理由が、医療分が下がった、納付金が減額というところだと思うのですが、この納付金が減額した要因は何なのか伺いたいと思います。
国保年金課長	納付金については都が算定をしますが、都からは、「利用する1人当たりの医療費について、保険給付費の減によって7年度推計が6年度推計よりも低くなったため減になった」という説明を受けておりまして、その推計値上の差によるものと受け止めてございます。
委員	結局、今年度、医療分の納付金をかなり多く見たことによって、結果的には今年度の値上げ額、値上げ比率は、2018年の制度改定以降、過去最高額になったと思うのですが、その点についての認識を伺いたいと思います。
国保年金課長	こちらは委員からご指摘のとおり、過去最高になっていたと認識してございます。
委員	今年度について、本当にかかなりの負担増になってしまったと思うのです。この間、保険料の負担増による区民生活への影響について、杉並区にもいろいろな資料を出していただきまして、モデルケースとして示していただいている事例について確認したいと思うのです。 例えば年収400万円、40歳、子ども2人の4人世帯の場合、2010年度から今年度までどの程度の負担増となったのか、その増加した負担額と年収比率を伺いたいと思います。
国保年金課長	まず、2010年度の保険料から申し上げますと、24万6,000円程度でございました。そこから、例えば2014年度につきましては43万7,000円余、2019年度が51

	万円余、2024 年度は 61 万 4,000 円余ということで、大分上がっている状況でございます。
委員	年収比率も分かりますか。
国保年金課長	失礼しました。年収比率で言うと、2010 年度が今申し上げた金額から勘案しますと 6.1%、2014 年度が 10.9%、2019 年度が 12.8%、2024 年度が 15.4%ということで、区民生活の負担が増加しているものと認識してございます。
委員	本当に 2010 年度と比較すると、とんでもない額に引き上がってしまっているというのが今の保険料の負担の実態だと思います。 来年度の 1 人当たり保険料が下がることは非常に重要な点だと思うのですが、前年度の 2023 年度と比較した場合に、これはどれほどの引き上げになっているのかも伺いたいと思います。
国保年金課長	また参考資料 3 を御覧いただきたいのですが、特別区の金額で申し上げますと、1 人当たりの保険料における 5 年度（2023 年度）の金額は 18 万 2,171 円ということですので、7 年度との差は約 1 万円になると思います。
委員	結局、2023 年度と比較すると、1 万円程度引き上がってしまう状況だと思います。今回、来年度の保険料が下がるということについては、本当に近年まれに見る状態で注目すべきことであって、評価すべきことと考えるのですが、基本的に高い保険料の実態は解消されていないと思います。 この間、私たちが取り組んでいる区民の皆さんへのアンケートでは、この国保料の負担増に対する切実な声が多数寄せられています。例えば 50 代の契約社員、一人暮らしの方は「貯金を崩して国保を払っていたが、もう底をついた。払えない。どうすればいいのか」という切実な声を寄せています。また、40 代の派遣契約社員の二人暮らしの方は「全てが高騰しているのに、国民健康保険料は殺すつもりかというくらい高額」という声も寄せているのです。こういった切実な声が多数寄せられている状況です。 被保険者の国民健康保険料の負担の深刻さについて杉並区はどのように認識しているのか。特に今、物価高騰が深刻化していますけれども、この経済状況も含めて区の問題意識を伺いたいと思います。
国保年金課長	委員ご指摘のとおり、今、被保険者も減少していつているところもありますし、あと医療の高度化によって、1 人当たりの医療費も上がってきているということで国民健康保険料が上がっているところがあります。加えて、今般の物価高騰による経済状況も重なりまして、被保険者の皆様には本当に負担

	が厳しいものになっているのではないかと認識してございます。
委員	分かりました。その中で、国や東京都に対しての責任はどうなっているのかということをお私は取り上げたいと思うのです。特に国民健康保険制度、先ほどの説明にもあったのですけれども、2018 年度から都道府県が新たに保険者として定められて、財政運営の責任主体になったということが明言されているのです。 厚生労働省の国民健康保険課の担当部課長を対象に行った説明資料、当時の平成 30 年、31 年の資料でも、国保制度改革について、所得が低く、保険料負担が重いという構造的問題を国の財政支援の拡充などで解決するという説明をしてきました。 一方、この間、その問題が解決しているとは到底言えないと思うのですね。これについての区の問題意識を伺うとともに、例えばこれについては特別区長会などを通じて国に対しても働きかけをしていると思うのですが、それはどのような状況となっているのか確認したいと思います。
国保年金課長	今、委員からご指摘いただいたとおり、まだまだ国保制度については課題があるのかなと思ってございます。特別区長会や全国市長会を通じて制度の抜本的な見直しですとか、あるいは財政支援の拡充ということは強く求めているところでございます。
委員	分かりました。国もそうですけれども、東京都はどうかというところでも、東京都の責任と対応についても確認したいと思うのです。 国保制度をめぐる責任については先ほど来取り上げていますけれども、直接的には東京都の責任も重大となっていると思います。 国民健康保険法の第 4 条では「都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たす」としています。厚労省の文書でも、都道府県は財政運営の責任主体として中心的役割を担うことが強調されています。 一方で、この東京都においても国民健康保険料の負担増の実態に対して財政責任を果たしているとは言えないと思うのですね。これについても杉並区の認識を伺うとともに、東京都に対してどのように取り組んできたのか伺いたいと思います。 併せて、この特別区長会の働きかけによって、国や東京都はどのような対応

	を行ってきているのか、それについても伺いたいと思います。
国保年金課長	東京都の役割ということは、先ほどの資料の2ページ目にイメージ図があつて、そちらのほうで、委員からお話があったとおり、財政運営の責任主体となつてございます。ですので、その財政については東京都がしっかりとやっていたくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であつたり、激変緩和等々をやっていたいておりますが、まだまだ不足している面は多くあるかと思つてございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。
委員	分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですが、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。
国保年金課長	法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行つてございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行つてまいりたいと考えてございます。
会長	ほかに質問はございませんか。
委員	委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になつてしまつて恐縮なのですが、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですが、令和4年度以降、右肩上がりです上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がつて109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。
国保年金課長	これは国の基準に基づいてということになっていきますので、区で判断できること

	ではないというところで、そのように設定してございます。
委員	ということですので、意見として申し上げるのですが、賦課限度額の引上げ、要は高額所得の人に対する応能負担がもう限界を突破しているのではないかと、行き過ぎなのではないかと。頑張ってたっさん稼いでいる人の努力を毀損するような賦課限度額になっているのではないかとという問題意識を持っておりますので、なかなかどこを叩くのかは難しい状況になってきていると思うのですが、引き続き医療費支出の適切な抑制に努めるなどして、全体的な引下げに向かっていけるように努めていただきたいということを意見として申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございます。 ほかに質問はございませんか。 それでは最後に、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。
委員	最後に意見を述べたいと思います。令和7年度の国民健康保険料の料率等の改定について、この間、連続値上げとなってきた国民健康保険料が引き下がることになったことは極めて重要な点と受け止めています。特に物価高騰が深刻化する状況では必要な対応と考えます。引き続き、杉並区として保険料の負担軽減に向けてあらゆる努力を尽くすことを求めて、今回の改定に賛成の意見とします。以上です。
会長	さらに最後の意見、いらっしゃいませんか。 ないようですので、これでお諮りしたいと思います。 「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」を承認することに異議はございませんか。
	(異議なし)
会長	異議ないと認め、「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。 それでは、事務局から答申文案を配付してください。
	(答申文案配付)
会長	答申文案はお手元に届きましたでしょうか。 それでは、事務局から朗読願います。
国保年金課長	令和7年度国民健康保険料料率等の改定について(答申)、令和7年2月18日付け6杉並第62796号により、当協議会に対し諮問のあった「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」について、

	下記のとおり答申します。 記 原案を適当と認める。
会長	答申文案に異議はございませんか。
	(異議なし)
会長	異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。 以上で諮問事項の審議は終了いたしました。 それでは、次第の(3)「その他」として、事務局から何かございますか。
国保年金課長	先ほど議事録署名委員に選任されました前田委員、手島委員には、議事録が完成しましたら事務局から依頼に伺いますので、署名をお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
会長	本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。